

事務連絡  
令和4年9月21日

各〔都道府県〕  
〔政令指定都市〕 衛生・動物愛護管理主管課（室） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課  
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する  
自治体向けQ&A（第4版）について

平素より狂犬病予防行政及び動物愛護管理行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ&A（第4版）」を作成いたしましたので、御留意いただきますようお願いいたします。都道府県におかれましては、管内市町村（中核市及び特別区を含む。）に周知いただくよう、よろしくお願いいたします。

**【連絡先】**

担当：厚生労働省健康局結核感染症課

東良、川村

電話番号：03-5253-1111（内線2387・8029）

担当：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

上田、浅利、串田

電話番号：03-3581-3351（内線6655・7415）